令和4年度埼玉県理学療法士会研究推進研究費補助金募集要項

1. 研究助成の目的

研究補助金は、埼玉県理学療法士会における理学療法学研究の発展を目的とします。これから将来性のある研究で研究費を補助することにより、今後、学術的あるいは臨床的な発展を望めるような研究を支援します。

2. 申請者の資格

研究代表者は、埼玉県理学療法士会会員であり、本事業の規定に則って研究を完遂し、成果報告を行える者とします。

3. 募集期間

(1) 申請書類の提出　令和4年3月15日－4月15日（必着）
(2) 採択結果の通知　令和4年6月頃

4. 申請方法

申請には埼玉県理学療法士会ホームページより研究補助金交付申請書（様式A-1、様式A-2）を各自ダウンロードして作成してください。下記の提出先に申請書を添付して電子メールにて提出してください。

申請書には所属先、連絡先などの基本的な情報に加えて、1）研究課題名、2）キーワード、3）研究目的、4）研究計画・方法、5）参考文献、6）人権の保護及び法令等の遵守への対応、7）他からの研究助成について、8）予定している研究経費を記載します。

なお、提出された申請書類については、選考の過程で修正を求める場合があります。

5. 研究費の申請額上限、使用期限

(1) 補助金の上限

申請金額の上限は20万円とします。申請書内の研究経費が上限を超えているものは受け付けられませんのでご注意ください。但し、他の公的資金との併用は認めておりますので、他からの研究助成を明記してください。補助金交付後に使途を変更する場合は届出が必要になります。

(2) 補助金の使用期限

研究費の使用期限は、令和5年1月31日（補助金交付年度の1月31日）までとし、2月1日には決算書を提出していただきます。

※研究補助金の実際の支給については7月頃になる見込みです。支給が決定する前の4月1日にさかのぼって補助金を使用することができますが、決算の際に領収書が必要となりますので保管しておいて下さい。領収書のあて名は「埼玉県理学療法士会」に統一してください。

6. 補助金の使途

研究経費として認められる支出は、データ収集のための交通費・研究のための謝礼金（対象者等）・物品を購入するための経費・その他当該研究を遂行するための経費（研究資料の収集・整理、翻訳・校閲、印刷費、通信費、運搬費、研究実施場所借り上げ費等）を参考として計画を作成してください。但し、会議費、飲食代、またはパソコンや市販ソフト等の申請した研究以外での使用が可能な物品は原則として認められません。

7. 選考方法と採択件数

埼玉県理学療法士会学術局研究推進部において助成対象研究を厳正に選考し、埼玉県理学療法士会理事会にて決定します。助成対象研究を基礎研究部門と臨床研究部門に分け、それぞれで審査、採択をいたします。該当する部門に関しては申請書にご希望を記載していただき、内容等を踏まえて研究推進部の方で変更させていただく可能性があることをご了承ください。採択件数は6件程度を予定しています。

8. 選考結果の通知方法

研究代表者あてに電子メールにて通知させていただきます。なお、後日に埼玉県理学療法士会ホームページおよびメルマガ等で会員へ公表する予定です。

9. 助成研究の成果報告

(1) 研究代表者は、補助金交付の翌年度末まで（2年度以内）に埼玉県理学療法学会で発表し、研究成果を記載した研究助成報告書を研究推進部へ提出することを義務とします。提出された研究報告書は「理学療法－臨床・研究・教育－」に掲載します。

(2) 研究助成報告書を提出後、速やかに研究の成果を学術論文として投稿するように努めてください。論文投稿は、原則として「理学療法－臨床・研究・教育」とします。

(3) 研究の結果、十分な成果が得られなかった場合でも研究助成報告書を提出してください。やむを得ない事

由により埼玉県理学療法学会で発表を行えなかった場合は、理由書を添付し、埼玉県理学療法士会理事会の承認を得る必要があります。

(4) 助成研究の成果を学会発表・論文などで発表する場合、「埼玉県理学療法士会研究推進補助金　22-**（採択番号）」を明記してください。英文の場合は、「Grant of Saitama Chapter, Japanese Physical Therapy Association for Study Promotion 22-**」のように明記してください。

10. 研究補助金の返金

補助金の残金は研究推進部へ返金してください。なお、以下に該当する場合は返金を要求することがありますのでご注意ください。

(1) 申請や研究実施にあたり著しい不正があった場合。
(2) 交付された補助金の使途が明らかに本規定から外れるものであった場合。
(3) 補助金交付の翌年度以内（2年度以内）に研究助成報告書を提出しなかった場合。
(4) 補助金交付の翌年度以内（2年度以内）に埼玉県理学療法学会で発表を行えず、かつ学会発表が行えなかった理由書が未提出の場合、または理由書をもとに理事会での審議により補助金の返金対象と判断された場合。

11. 申請書の提出先

E-mail：s.kenkyusuishin＊gmail.com（＊を@に変えて送信してください）
埼玉県理学療法士会学術局研究推進部 宛
表題に「令和4年度埼玉県理学療法士会研究補助金申請」と記載して下さい。

12. お問い合わせ先

〒350-8550
埼玉県川越市鴨田1981
埼玉医科大学総合医療センター リハビリテーション部
埼玉県理学療法士会学術局研究推進部
電話番号：049-228-3529（リハ室直通）
E-mail：s.kenkyusuishin＊gmail.com（＊を@に変えて送信してください）
※ お問い合わせは出来るだけE-mailをご利用ください。

埼玉県理学療法士会　学術局　研究推進部
荒木　心太